

令和6年10月28日

ご通知

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道御中

〒064-0951 札幌市中央区宮の森1条6丁目2-27

公事宿法律事務所

弁護士 高橋 司

TEL 011-676-3122 FAX 011-676-3127



冠省 小職は、医療法人社団斎藤会（以下、「当法人」という）から依頼を受けております弁護士です。ご連絡を頂きました令和6年9月17日付書面に対して、下記のとおり回答させていただきます。

なお、小職から先日ご連絡を申し上げた際に、速やかに本書面を送付させていただく予定でしたが、当法人の最終的な書面の精査に時間がかかり、大変遅れてしまいました。ご容赦のほどをお願い申し上げます。

記

- 1, 当法人といたしましては、当法人と各患者様との間の契約の成立が準委任契約であることを踏まえ、民法第648条3項、及び、消費者契約法第9条1項に基づき、今般、同封させていただきました書面（「矯正治療キャンセル規定」）に基づく運用させていただきたくことと致します。
- 2, これにより、契約のキャンセル及び契約のキャンセルに伴う返金の請求をしないことを約束させる旨の対応をする懸念はございません。

以上、用件のみですが、宜しくご検討のほどをお願い致します。

敬具

矯正治療キャンセル規定

5年プラン(待ち期間 3ヶ月) 120万円

※全て税抜き価格で表記

①お申し込みから処方書提出前まで (お申し込みから 3 診療日以内)

61,000円請求

→A+B

②処方書提出 (お申し込みから 7 診療日以内)

116,000円請求

→A+B+C+D

③治療計画作成進捗3割(処方書提出から 約1ヶ月後まで)

3割とは、1級咬合※1になっており上下額の正中が顔貌に対し一致している状態

248,340円請求

→{H-既履行分(A+B+C+D)-未履行分(E+F+G)}×30%

④治療計画作成進捗8割(処方書提出から 約2ヶ月)

8割とは、歯列の最終位置は確定し、歯を動かす順番やマウスピースの枚数などが決まっていない状態

662,240円請求

→{H-既履行分(A+B+C+D)-未履行分(E+F+G)}×80%

⑤治療計画完成(処方書提出から 約3ヶ月)

943,800円請求

→H-E-F-G

⑥治療計画カウンセリング後アライナー発注前

993,800円請求

→H-F-G

⑦アライナー発注後

1,150,000円請求

→H-G

A:精密検査料金:合計 47,000円

CT撮影: 18,000円

パノラマ: 9,000円

セファロ: 9,000円

口腔内スキャン: 9,000円

顔貌、口写計 12枚:5,000円

※初診時検査費用3,000円を差し引く

B:ドクターサイト登録手数料: 14,000円

C:ドクター診断料:50,000円

D:処方書提出料:5,000円

E:治療計画カウンセリング: 50,000円

F:インビザライン社アライナー発注費: 156,200円

G:保定装置料金※2: 50,000円

H: 5年プランインビザライン矯正総額1,200,000円

※1: 1級咬合 (こうごう) とは、歯科で用いられる咬み合わせ (咬合) の分類の一つで、理想的な咬合状態とされています。アングルの分類という咬み合わせの基準に基づいて、咬合の状態が1級、2級、3級に分けられます。1級咬合は、上顎と下顎の大白歯が正しく噛み合い、前歯も適度に重なり1歯対2歯の関係性となります。この状態では、咀嚼機能が良好で、歯や顎にかかる負担が少なく、口腔健康が維持されやすいのが特徴です。

※2: 矯正治療が終了した後に、骨や歯茎が安定するまで使用する装置